

明治乳業争議 ニュース

発行 明治乳業争議団
 連絡先 〒272-0015
 千葉県市川市鬼高2-6-2
 TEL・FAX 047-332-5698
 E-mail: mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp
 http://ms-64.web.infoseek.co.jp/
 働くルールの確立で人間性の回復を！
 No. 0710号 (07年4月10日)

判決は、控訴審で争点となっていた「同一職分内の号給においては、有意な格差があった」と認めながらも、その格差が生じたのは10年以上も前であるとして「除斥期間」を適用し、審査の対象期間を過ぎているとして退けてしまったのです。累積格差の判断や、昭和40年代に中間職制らが行った差別的行為(笠原ファイナル等)についても、控訴人らの主張を認めていながら除斥期間によって切り捨て

典型的な不当労働行為・差別事件に 不当労働行為認定せず

明治乳業賃金・昇格差別事件のうち先行した市川事件での、中労委命令は不当であるとして取り消しを求めた訴訟に、東京高裁(小林克己裁判長)は3月28日、地裁判決を容認する控訴棄却の判決を出しました。

業 事 乳 業 明 治 差 別

控訴審不当判決は許せない 「除斥期間」タテに切りすてる

事件の中心的判断である不当労働行為の有無について

このまま人生終えられない 控訴人全員が最高裁上告



不当判決を受けて掲げる控訴人・福井さん

でも認定を回避。小関争議団団長は「過去の多くの事例は不当労働行為の継続性を認定しているが、今回は判例否定した不当な判決。絶対に許すことはできない」と話しました。法廷では裁判長が主文を読み上げた直後「不当判決」「ひどい」などの声が飛び交い控訴人、支援者ともに怒りを表していました。

のまま不当判決は認められない」として最後まで闘うことを決意。4月10日、最高裁へ上告しました。都労委・全国事件とあわせ、さらに運動を強めていくことが確認されました。

不当判決許さない
怒りの唱和をする支援者



「5・24全労連争議支援行動」の準メイン行動として、明乳本社前抗議・要請行動(午前8時45分〜9時

「ご支援を！」

「5・24明乳社前行動」に



2月2日、市川市文化会館で行われた「明乳争議と文化の夕べ」は、開会を前にして地元合唱団「プリマベラ」の歌声のなか、ほほ満席となりました。全教市川支部・弘重さんの司会で、舞台上に立った明乳争議支援千葉県共闘会議の高橋議長、そして明乳争議全体の支援共闘会議池ノ谷議長から「明治乳業による不当労働行為のやり得は絶対に許さない。今年は、何としても争議の勝利解決を」と力強く宣言。また、守川弁護士事務所局長からは高裁での取り組みが紹介されました。二部では、劇団「京楽座」による、お待ちかねのお芝居「ピアノのはなし」が上演され、会場からは感動の涙・涙のなか幕が下り、最後に当該を代表して小関団長、松本千葉労連議長の両名がお礼の言葉を述べて閉幕となりました。また、400名以上の協力・参加のなか、懇親会でも50名を超え、争議団大きな力と勇気をいただいたイベントとなりました。

都労委「第7回調査期日」
 07年4月26日(木)
 午後3時00分〜
 傍聴ご支援を！(都庁34階)

15分)が行われます。高裁判決が認定した「格差」「不当労働行為の推認」に基づいて、争議の全面解決を求める重要行動であり、6月株主総会に向けた最大規模の抗議・要請行動として成功させる決意です。より多くの参加をお願いします。

団員レポート記



井村 啓次
 単局 局長
 事務

元、明治乳業労働組合関西地区執行委員の経歴を持つ井村さんこと「イーサン」というニックネームで慕われている。労働組合活動では青年婦人部のリーダーで青年のころから歌声、バンドサークル・ギターマンドリンサークルの中心的活動家であった。日本の歌声祭典では創作曲で参加したり、当時、食品労連の仲間の中でも集会、デモ、ストライキなどでその指導的役割を果たしてきた。その力量が、昨年の本社座り込み行動の「ちんどん屋 クラリネット奏者に、「ガンバロウ」の音符を白紙に書き上げ、奏者も見事に吹奏し大合唱となった。会社では、事務職場に勤務し職場要求を一貫して掲げ奮闘する「イーサン」に対し、会社は、職場から孤立させる攻撃をかけ、倉庫での入・出庫業務や売店業務などをさせてきた。この様な攻撃を跳ね返し、大阪で「田舎差別」の原告の一員として奮闘。大阪地方裁判所において、差別是正の和解を勝ち取った。その後、「賃金・昇格差別」是正への市川工場、全国の闘いの導火線の役割を果たし、自らも申立人。現在、大阪では地域労働組合の役員として経験を生きかし、労働相談に団体交渉にと連日奮闘中です。

5・24全労連争議支援行動
 明乳本社前
 8時45分〜9時15分
 東西線(東陽町駅)A3

皆様に「募金の訴え」

都労委闘争への全国からの上京資金にご協力を宜しくお願いします
 郵便振込み番号
 00170-7-555867
 加入名
 「食の安全と職場を考える実行委員会」

不当判決を報告する
 倉内弁護士団長



高裁で争点 号給格差はある

「明乳が控訴人らを差別した」 この事実を明確に所罪する

明治乳業事件への控訴審判決は、極めて不当なものであることは改めて言うまでもありません。ところが、その不当な判決文のなかに、控訴人らが主張してきたことが随所で生かされ、部分的ではあるが集団間格差や不当労働行為が推認されてもいます。

しかし、最後は「除斥期間」をタテに切捨てるといっねじれた判断となっています。

高裁での争点 号給格差はある

控訴審で新たな争点とした「号給」格差の有無については、審査の対象である昭和59、60年度において「申立人らとその他の者とを集团的に比較した場合、号給の点においては、無視することができない差異が存在しているものと認められる」として、同じ職分内の号給においては「有意な格差」があったとしています。

その号給格差が生じた原因については、昭和40年代

におしなべて低位な人事考課成績を受けたことにあり、昭和49年度までに生じた格差が、ほぼそのまま引き継がれたものであると云います。まさに控訴側が証拠や証言で訴えてきた、昭和40

低位な成績理由は 差別的行為による

年代に嵐のように吹き荒れた不当労働行為と差別による格差であることを、高裁が認知したのです。

しかし、これは10年以上も前のことであり、「救済対象となる行為との時間的な隔たりがあまりに大きい」。除斥期間が設けられた趣旨に反するとして、中労委命令を擁護してしまったのです。

決には反映されませんでした。

また、長年にわたって行われた差別が積み重なって生まれた累積格差についても、「労働委員会の裁量では正を命じる余地もあった」として、いいますが、この事件には適用しませんでした。

不当判決ではあるが、内容を吟味する限りにおいて、明治乳業はこれら明記された事実から逃れることはできません。控訴側にとっては上告審の中でも、明治乳業を包圍する運動の中でも大きな武器となるものと言えます。

これが 東京高裁の判断



除斥期間の「時の壁」にも
救われた明乳、本社前

同じく昭和40年代に明治乳業が申立人らの集団に属する者（赤組）に対して行った仕事上のミスをあげつらい、あら探し、慣行無視の動意評価や「勤務評定に差をつける」などの差別的行為（笠原ファイル等）などは、控訴人らの「主張が妥当するとみる余地はある」として認めました。しかし、これも除斥期間によって判

控訴審でのご協力

ありがとうございました

- ・団体署名 8,362団体
(証人採用2,389筆 公正判決5,973筆)
- ・第5民事部直接要請 62団体
- ・高裁・本社定例宣伝 69回
- ・社前抗議要請、座り込み、社長宅包圍行動、全国一斉行動等

運動の到達

「実質審理」に向け 「立証計画書」を提出

都労委で実質審理に向け重要局面を迎えている「全国事件」。去る、2月21日開

催の第6回調査期日には、**「立証計画」**（総論2名、各論9名）を提出し、早期審理開始に向けた審査指揮を強く求めました。この間、

「3月28日の判決を見てから：」等と、その審査指揮に揺れを見せていた公益委員ですが、高裁が出した判決の事実認定部分から見ても都労委審理の重要性が一段と鮮明になったのです。勿論、高裁判決は「控訴棄却」の極めて不当な判決ですが、その事実認定では、都労委「全国事件」で審理の要となる「格差の存在」を明確に認定し、又、その背景事情としての「不当労働行為意思」も昭和40年代からのものとして推認したのであり、まさに、都労委命令の段階で救済されるべき事件だったのです。争議団は、高裁判決の到達点も踏まえ、全国事件の都労委を本格的に

構え、市川事件の「上告審」「やり得」は、絶対に許さないと併せながら、明治乳業の不当労働行為・差別の

「129期株主総会」を 解決への決定的節目に！

高裁判決を受けての今期株主総会は、かつてなく大切だと考えます。結論は極めて不当な判決ですが、部



128期株主総会に入場する98名の支援者と争議団

分的（号給格差）にも集団間格差を認め、不当労働行為意思の存在を推認したのです。

争議団は、「上告審」を闘うと同時に、不当命令・不当判決をタテに、「不当労働行為も差別もない」とのご判断を頂いた・「等」と開き直り、株主総会でも「司法判断を尊重します」と繰り返す明治乳業に対し、判決の事実認定に基づく決断を迫りたいと考えます。認定された事実は、判決では「除斥期間」という時の壁で免れても、長期に争っている当事者の間に時効などは無いのです。株価上昇という困難の中でも、60名余の賛同株主が組織できました。株主総会に向けての「全国行動」や、「事前質問書」の取り組み等も行い、明治乳業を決断に追い込む重要な節目として頑張る決意です。

株取得へのご協力を改めて心から感謝を申しあげます。

都労委審理に 重要な判断を示した高裁判決！